

常任委員会の動き

○ 審査概要 ○ 委員会活動

各常任委員会に付託された議案の主な審査内容や委員会活動などの状況は次のとおりです。

総務

当委員会では、付託を受けた1議案について審査を行い、原案のとおり可決しました。
○行田市税条例の一部を改正する条例について

問 附則第17条の2の見出しに特定管理株式会社等とあるが、この「等」は何を指すのか。

答 特定管理株式会社と同様、個人市民税の課税の特例対象となる特定保有株式を指すものである。

問 施行期日を定めた附則第1条ただし書き以前に条例は平成22年1月1日から施行するとあるが、この設定はどういう意味か。



農業委員会窓口

文教経済

答 今回の改正は、地方税法の一部改正に伴うものであることから、条例の施行期日を地方税法の一部を改正する法律の施行日と同日とするものである。

当委員会では、付託を受けた請願1件について審査を行い、不採択としました。

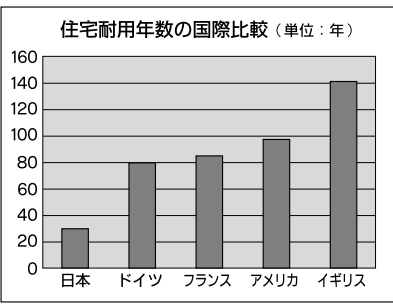
○農地法の「改正」に反対する請願

意見 今回の法改正の主題は、農地の耕作者主義を廃止し、利用者主義に転換しようとしていることである。しかし、法改正に係る修正案により、

建設

耕作者主義が復活したことにより、懸念は解消された。よって請願に反対である。
意見 修正案では、「農地を耕作者自らが所有する」という文言が復活しておらず、基本的な姿勢は修正されていない。また、標準小作料制度の削除により、認定農家が行っていた制度が崩れていつてしまうことも問題である。よって請願に賛成である。

当委員会では、付託を受けた2議案について審査を行い、いずれも原案のとおり可決しました。



当委員会では、付託を受けた1議案について審査を行い、原案のとおり可決しました。
○行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
問 国民健康保険税の歳入について、今回の改正により、影響する金額や対象となる人数等を把握しているのか。

民生

答 改正後の条例は、平成22年1月1日が施行日であり、来年度以降のものである。また、国民健康保険税に係る所得割の算出については、すべて市民税の算定根拠をベースとして算出していることから、独自に金額、対象人数等を調査、把握していない状況である。しかし、必要な情報については、今後も把握に努めていきたい。

議会運営委員会

6月1日に6月定例会運営のための議会運営委員会を開催し、会期日程及び議案の取扱いなどについて協議しました。その際、一般質問の発言順序をくじにより決定しました。また、6月12日に請願2件の審査、24日には追加議案や正副議長選挙等の取扱いについて協議しました。

なお、議会運営委員の辞任に伴い、次の委員が選出されました。

- | | |
|------|---------|
| 委員長 | 齊藤 哲夫 |
| 副委員長 | 香川 宏行 |
| 委員 | 松本 安夫 |
| 委員 | 竹内 桂一 |
| 委員 | 二本柳 妃佐子 |
| 委員 | 漆原 金作 |
| 委員 | 石井 孝志 |